

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWS LETTER

2020.8. Vol.126

# 財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 栄一朗事務所  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『農業を営む父の借金返済と土地の権利の確保を目的とした、親子間の実家土地建物売買サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所  
Change&Revival 株式会社  
代表 銚立 栄一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引士  
ビジネス法務エキスパート◎  
1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：ランニング、フットサル

## <ごあいさつ>

こんにちは、財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

ご存知の方も多いと思いますが、自分で書いた遺言書を法務局で保管してもらう「自筆証書遺言書保管制度」が2020年7月10日からスタートしました。

従来の自筆証書遺言のデメリットだった「保管の不確実性」、「家庭裁判所の検認手続き」の問題が解消されて、とても使い勝手の良い制度になっています。

私もさっそく自分の遺言書を作成し、法務局に予約の上、8月13日に申請してきました。

無事手続きが終わり「保管証」を受け取ったとき、何か、大きな仕事をやり終えたような充実感がありました（笑）。

## <サポート事例>

### 『農業を営む父の借金返済と土地の権利の確保を目的とした、親子間の実家土地建物売買サポート』

長野市のご実家で、お父様が農業をされているY.I様。お父様が農業経営で作った債務が重く、金策に苦慮されていました。

一時はご実家が競売にかけられるも、親戚やお父様の知人からお借りしたお金で競売の取り下げに成功。しかし、今度はその知人から借金の返済を求められることに。

Y.I様は、父の知人への借金返済のため、そしてすでにご自身がお父様に対して数百万円の貸し付けを行っていたことから、ご実家の土地の権利をご自分の名義で確保したいと考え、親子間売買を検討。当事務所にご相談に見えました。

弊社（Change&Revival(株)）では、ご実家の土地の取得費が不明だったため、売買に伴い譲渡所得税がかかることから、知人への返済分+譲渡所得税の納税分をベースに売買代金を設定。

また、融資金の資金用途を明確にするため、知人への返済については借用書、譲渡所得税については計算メモを整備。融資申込先の金融機関については、まず、農業経営の取引先である地元メインバンクに相談することをご提案させていただきました。

幸い、そのメインバンクで融資を取り扱ってもらえることになり、弊社にて売買契約書及び重要事項説明書を作成。親子間の実家土地建物売買をサポートさせていただきました。

## ＜サポート事例＞

### ＜お客様の声＞

■「ホームページの事例を読んで、私たち親子と同じような状況の人がいることを知りました」  
(長野市 Y.I様 41歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

10年ほど前から父に対して事業資金を融通していました。それでも足りず、父が知人からもお金をお借りしたところで、私の方でなんとか借金の肩代わりができないかと考えて、労金さんに相談したところ、ダメとの回答で。その後はどうするかあてがなく、2～3年ほったらかしの状況でした。

父には「自己破産も含めて考えてほしい」と話しましたが、借金の連帯保証人になっている伯父、父の同級生、兄に迷惑をかけてしまうので、おいそれと自己破産はできません。

去年の8月頃、父の知人から「そろそろ返済してほしい」と言われ、また私の方で動くことにしたのですが、借金の肩代わりをすることと、これまで私が融通してきた資金を保全するため、父名義となっている土地の権利を確保したいと考え、親子間売買ができないかと考えるようになりました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

インターネットで親子間売買について調べている中で、銚立さんの事務所のホームページの事例を読んで、私たち親子と同じような状況の人がいることを知りました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

ホームページを拝見しているときから「もうここにお願ひするしかない」と考えていました。とはいえ、実際にお話を聞いてみないととも思ひ、兄と一緒に『無料個別相談』を利用することにしました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

色々な人に迷惑をかけながらここまでできました。銚立さんをはじめ、銀行や司法書士さんなど第三者の方にご協力いただきながら、やっと一区切りすることができて一安心しました。銚立さんは、次に私が何をすべきか、お聞きすればすぐに答えてくれました。それが本当にありがたく、安心感がありました。

——どんな人が当事務所の機能を活用すると良いと思いますか？

ネットの情報だけで判断しないで、一歩踏み出すことが大事だと思います。銚立事務所さんはZoom会議などにも対応されているので、親子間売買で困っている方がいれば直接お話ししてみると良いと思います。

## ＜編集後記＞

早いもので、息子が無事1歳になりました。生まれたばかりのときは本当に小さくてこちらを抱っこするのもおっかなびっくりで、息子も泣いてばかりでしたが、今は「高速ハイハイ」と「よちよち歩き」をしながら毎日元気よくケラケラ笑っています。コロナがなければもっと外出して外の世界をたくさん見せてあげたいのですが。次は言葉が話せるようになるのを楽しみにしています。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

#### ◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に  
ご連絡ください！

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

**TEL 03-5311-0780** (9:00~20:00 土日祝休) **FAX 03-5311-0781**

🖥️ ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

ネットからも本紙を  
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索  
<https://www.hokodate-jimusyo.com/news>